防衛省共済組合定款の一部変更について

防衛省共済組合定款（平成14年２月１日制定）の一部を次のように変更する。

平成28年３月31日

防衛省共済組合代表者
防衛大臣　中谷　元

第17条を次のように改める。

第17条　削除

第26条第１号中「被扶養者」の次に「（以下この号において「組合員等」という。）」を加え、「、健康診査」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援」に改め、「その他の」の次に「組合員等の」を加え、「ための」を「ために」に改める。

第27条第１項中「施行令」を「国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号。以下「施行令」という。）」に改め、同項の表中「40.00／1000」を「38.60／1000」に、「5.76／1000」を「5.19／1000」に、「35.20／1000」を「32.80／1000」に、「80.00／1000」を「77.20／1000」に、「11.52／1000」を「10.38／1000」に改め、同条第３項の表中「40.00／1000」を「38.60／1000」に、「5.76／1000」を「5.19／1000」に改め、同条第４項中「40.00／1000」を「38.60／1000」に、「0.80／1000」を「0.86／1000」に改める。

別表（第３条関係）中「八重瀬支部」の項の次に次のように加える。

与那国支部	沖縄県八重山郡与那国町　与那国沿岸監視隊内

附　則

１　この変更は、平成28年４月１日から施行する。ただし、別表（第３条関係）の変更規定は、同年３月28日から適用する。

２　変更後の第27条第１項、第３項及び第４項の規定は、平成28年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

平成二十八年五月十二日

東京都江東区佐賀二丁目八番二〇号
（甲）ＳＭＢＣ融資事務サービス株式会社
代表取締役　成影　善生
東京都中央区日本橋一丁目二一番二号
（乙）ＳＭＢＣローンビジネスサービス株式会社
代表取締役　柴田　一弘

合併公告

左記会社のうち乙及び丙は合併して乙は丙の権利義務全部を承継して存続し丙は解散することにいたしましたので公告します（乙丙合併）。また、左記会社のうち甲及び乙は、乙丙合併の効力発生を停止条件として、乙丙合併の効力発生直後に合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します（甲乙合併）。

乙丙合併及び甲乙合併の効力発生日はいずれも平成二十八年七月一日であり、乙丙合併に関し、乙の株主総会決議は平成二十八年六月二日に予定しており、丙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、乙は丙の全株式を所有していますので、この合併による乙の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

また、甲乙合併に関し、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

これらの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年六月二十五日
掲載頁　一四二頁（号外第一四二号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年六月二十五日
掲載頁　一三五頁（号外第一四二号）

平成二十八年五月十二日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
（甲）株式会社ＮＴＴドコモ
代表取締役社長　加藤　薫
東京都港区赤坂九丁目七番一号
（乙）株式会社ｍｂｉ
代表取締役社長　脇本　祐史
東京都港区赤坂九丁目七番一号
（丙）株式会社ジャパン・モバイルキャスティング
代表取締役社長　石川　昌行

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のゴルフ場運営及び売店に係る事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.ssk-sasebo.co.jp
（乙）http://www.ssk-sasebo.co.jp

平成二十八年五月十二日

長崎県佐世保市立神町一番地
（甲）株式会社つくもサービス
代表取締役　牧島　伸興
長崎県佐世保市立神町一番地
（乙）株式会社サセボフーズ＆ライフ
代表取締役　関山　恵

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年七月一日であり、組織変更後の商号は株式会社サンクックとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年五月十二日

熊本県熊本市中央区水前寺三丁目四〇番一三号
合資会社サンクック
代表社員　坂口　充洋

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年五月十二日

沖縄県宜野湾市志真志四丁目一三番一九号
おきなわマネジメントサポート合同会社
代表社員　藤井　基樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年五月十二日

札幌市清田区北野三条五丁目六番一三号
有限会社小桧山リース産業
代表取締役　小川　富雄